

神奈川県臨床整形外科医会の共催および後援（協賛）に関する規則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、神奈川県臨床整形外科医会（以下「本医会」とする）が他の団体と医療・医業関係行事を共同主催、又は後援（協賛）することに関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 行事 講演会、研究会、講習会その他の集会又は催しものをいう。
- (2) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を分担することをいう。
- (3) 後援（協賛） 行事の趣旨に賛同し、その開催を援助することをいう。

（承認の基準）

第 3 条 次の各号のすべてに該当する行事について、共催または後援（協賛）をすることができる。

- (1) 本医会の振興発展の施策の推進上有益であると認められるもの
- (2) 主催団体がその主催事業に関し堅実な活動実績を有し、かつ、事業の遂行能力が十分であると認められるものが主催する行事であること。
- (3) 本医会の区域において開催される行事であること。ただし、会長が必要と認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認められる行事については、共催または後援（協賛）をしないものとする。

- (1) 政治的目的を有するもの
- (2) 宗教的目的を有するもの
- (3) 営利を目的とするもの

（承認の条件）

第 4 条 共催または後援（協賛）は理事会の承認を得ることを原則とする。理事会は、複数回継続する行事の後援（協賛）については、2 回目以降の後援（協賛）の承認を会長に委任することができる。

第 5 条 共催においては行事の労務・財務を分担する。後援（協賛）はそれらの責任を分担せず単に広報程度を行うものとする。

（その他）

第6条 この規則に定めるもののほか，共催等に関し必要な事項は，会長が定める。

附 則

この規則は、平成30年3月24日から施行する。